明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令の一部を改正する政令（二七三）　二
○沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（二七四）　三
○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二七五）　五
○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二七六）　五
○子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（二七七）　五
〔府　令〕
○有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府六五）　五
〔告　示〕
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（厚生労働二六五）　六
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一一〇八）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁　六
製造たばこ小売定価関係　六
裁判所　六
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等　八
日本弁護士連合会懲戒処分関係　八
地方公共団体　八
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　八
会社その他　八
会社決算公告　八

本号で公布された法令のあらまし

◇国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令の一部を改正する政令（政令第二七三号）（文部科学省）

1　債券オプションの範囲の変更

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）が取得又は付与できる債券オプションの範囲について、現行規定において認められている債券市場オプションに加え、外国金融市場オプション及び債券店頭オプションを定めることとした。（第一〇条関係）

2　デリバティブ取引の範囲の変更

機構が行うことのできるデリバティブ取引として、新たに金利先物、上場投資信託オプション、株価指数先物オプション、金利先物オプション、スワップション、株価指数オプション、金利オプション、金利スワップ、通貨スワップ及びクレジット・デフォルト・スワップを定めることとした。（第一一条関係）

3　施行期日等

㈠　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二七四号）（内閣府本府）

1　附則第五条中「四十億円」を「四十二億円」に改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二七五号）（経済産業省）

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七四号）の施行期日は、令和五年一二月一二日とすることとした。

◇高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二七六号）（経済産業省）

一　高圧ガス保安法施行令の一部改正関係

1　適用除外

㈠　高圧ガス保安法（昭和二六年法律第二〇四号。以下「高圧法」という。）第三条第一項第五号の政令で定める種類の自動車は、道路運送車両法（昭和二六年法律第一八五号）に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第五八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であって、圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とするものとした。（第二条第二項関係）

㈡　高圧法第三条第一項第五号の政令で定める装置は、原動機（道路運送車両法第四一条第一項の技術基準に適合するものに限る。）及び燃料装置（当該技術基準に適合するものに限る。3において同じ。）とすることとした。（第二条第三項関係）

2　認定高度保安実施者の認定の有効期間

高圧法第三九条の一七第一項の政令で定める期間は、五年とすることとした。ただし、高圧法第三九条の一三の認定（その更新を含む。）を受けた者が、当該認定に際し、保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させるものとして経済産業省令で定める特に高度な仕組みを有し、かつ、保安の確保の方法が経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものであると認められた場合は、七年とすることとした。（第一〇条の二関係）